最終更新日：2017年3月31日

DIC株式会社
代表取締役社長執行役員　中西義之
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部　TEL 03-6733-3033
証券コード：4631
http://www.dic-global.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、コーポレートガバナンスを「企業の持続的な成長・発展を目指して、より健全かつ効率的な優れた経営が行われるよう、経営方針について意思決定するとともに、経営者の業務執行を適切に監督、評価し、動機付けを行っていく仕組み」ととらえ、株主、顧客をはじめとするステークホルダーの信頼を一層高め企業価値の向上を追求することを目的として、経営体制を強化し、その監視機能を充実させるための諸施策を推進します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社は、企業価値向上に資すると合理的に判断される場合に限り、関係会社を除く上場株式の政策保有を行う場合があります。株式取得に際しては、取得の目的と効果を明確にし、毎年、これを見直した上で、取締役会において主要な政策保有株式について継続保有の意義を検証します。政策保有株式の議決権行使については、当社の企業価値に与える影響を基準として判断します。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
取締役会は、当社グループの関連当事者との取引に関して、取引開始時及び定期的に独立第三者との取引条件と比較するなど所定の手続を経て、公正妥当な条件で行われていることの報告を受け監視を行います。
また、取締役との利益相反取引については、予め、取引の内容、金額等について取締役会の承認を得た上で、取引実施後にその内容について取締役会に報告します。

【原則3－1．情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループは、経営の基本的な考え方として「The DIC WAY」を掲げており、その内容をホームページに記載しています。
The DIC WAY：http://www.dic-global.com/ja/about/dicway.html
当社は、2016年2月に中期経営計画「DIC108」を公表し、そのなかで2018年までの3年間の目標とそれを実現するための具体的な計画を定めています。
中期経営計画「DIC108」：http://www.dic-global.com/ja/ir/plan.html

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1．基本的な考え方」に記載しています。当社のコーポレートガバナンスの基本方針については、「コーポレートガバナンスに関する方針」として定め、その内容をホームページに記載しています。
コーポレートガバナンスに関する方針：http://www.dic-global.com/ja/about/governance.html

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬は、社外取締役が半数以上の構成メンバーとなる役員報酬委員会にて決定します。取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりです。
　当社の取締役の報酬は、役員報酬委員会において、市場性を参考として決定しています。なお、執行役員部分については、「月額基本報酬」、連結業績及び個人の目標達成度に応じた「賞与」、並びに中長期的な業績に連動する「自社株報酬」で構成します。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役候補者については、高い倫理観を有するとともに、株主の負託を受け、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に資するよう、その職務を適切に遂行できる知識、経験、能力を有する者を指名することを方針とします。また、その指名にあたっては、社外取締役が半数以上の構成メンバーとなる役員指名委員会にてその候補者案を決定し、取締役会で決議します。

(5) 取締役が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示します。

【補充原則4－1－1　経営陣への委任の範囲】
取締役会は、株主総会の招集、重要な組織・使用人に関する事項、事業計画の承認など、取締役会で決議すべき事項を取締役会規程において明確化し、それ以外の事項については、取締役会で定めた稟議規程に基づき、金額基準等による重要度に応じて経営陣に委任します。経営陣は、そのうち重要な事項については執行会議で審議します。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、当社から独立した立場からの経営の監視に当たり、コーポレートガバナンスの強化の役割を果たすことができる人物を独立社外取締役として選任する必要があるとの認識のもと、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下のような関係にある者については独立性が認められないと判断しております。

1．現在又は過去10年間において、当社及び当社の連結子会社（以下当社グループという）の業務執行者であった者
2．過去3年間において、以下の⑴～⑻のいずれかに該当していた者
⑴ 当社グループの主要な取引先（一事業年度の取引額が、当社グループの売上高の3％を超える取引先）又はその業務執行者
⑵ 当社グループを主要な取引先（一事業年度の取引額が、当該取引先の連結売上高の3％を超える取引先）とする者又はその業務執行者
⑶ 当社の議決権の5％以上を有する株主又はその業務執行者
⑷ 当社グループの主要な借入先（一事業年度の借入額が、当社グループの総資産の3％を超える借入先）又はその業務執行者
⑸ 当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けた者又は受けた団体に所属する者
⑹ 当社グループの会計監査人もしくは会計参与である会計士等又は監査法人等の社員、パートナーもしくは従業員である者
⑺ 上記⑹に該当しない者であって、当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等専門的サービスを提供する者として年間1,000万円を超える報酬を受けた者又はコンサルタント、会計士、弁護士等専門的サービスの対価としてその連結売上高の3％を超える報酬を受けた団体に所属する者
⑻ 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
3．上記1及び2に掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族
4．当社の社外役員としての在任期間が8年を超えた者

【補充原則4－11－1　取締役会全体としての能力、多様性等の考え方】
取締役会は、重要な業務執行を決議し、経営の監督の実効性を確保するために必要な知識･経験･能力のバランスを勘案し、独立性を有する社外取締役と、当社グループの事業に精通する者から構成し、経営陣への権限委任を前提として適切な規模とします。
さらに、当社グループのグローバルな事業活動に対応するため、取締役会構成員の多様化を図ります。
取締役候補者の選任に関する方針･手続については、［原則3－1（4）］をご参照ください。

【補充原則4－11－2　取締役･監査役の兼任状況】
取締役会は、取締役･監査役が他の会社の役員を兼任する場合は、当社の取締役･監査役の役割･責務を適切に果たすことができるかどうかを検討の上、承認を行います。このうち、上場会社役員の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて毎年開示を行います。

【補充原則4－11－3　取締役会の実効性評価】
取締役会は、毎年、取締役会の実効性について全取締役及び監査役が実施した自己評価の結果を分析･評価します。
2016年度においては、取締役会で決定した自己評価や取締役会の運営等に関する質問事項について、取締役･監査役全員に回答を求め、その結果に基づき取締役会で分析･評価を行いました。
その結果、当社の取締役会の実効性は確保されていると判断しております。なお、一層の実効性向上を図るために、取締役会への付議基準の変更、執行部門とのコミュニケーションの拡充等を課題と考えており、今後改善に努めてまいります。

【補充原則4－14－2　取締役･監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、新任の取締役及び監査役に対して、対象者に応じて役員の責任、役員に関わる諸規則や当社グループの経営方針、事業計画等に関する説明を行うほか、社外役員に対しては、就任後速やかに工場見学等により事業内容を理解する機会を設けます。さらに、取締役及び監査役の全員を対象とした研修会を定期的に実施します。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、以下の方針により、株主との建設的な対話を推進します。
1．IR活動全般を統括する経営戦略部門の担当役員を中心にIR体制の整備･強化を行うと共に、取り組み状況については、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示する。
2．株主との対話は合理的な範囲で経営陣が面談に臨むこととし、詳細にわたる対話はIR担当部署が中心となり行う。
3．株主の意見･懸念や要望は経営陣と共有し、適切に会社の運営に活かす。
4．株主と対話を合理的かつ円滑に行うために、IR担当部署は関連部門と有機的な連携をとり、財務情報及び非財務情報を共有する。
5．第2四半期･通期の決算、及び中期経営計画発表時には説明会を開催するとともに、資料、音声データを当社ウェブサイトで公開する。
6．株主との対話に際しては、社内規程に基づき、インサイダー情報を適切に管理する。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

［大株主の状況］ 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,434,200	6.76
日誠不動産株式会社	5,310,489	5.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,526,800	4.75
大日製罐株式会社	4,256,142	4.47
第一生命保険株式会社	3,500,009	3.67
日辰貿易株式会社	3,127,755	3.28
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口4）	2,680,700	2.81
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,590,759	2.72
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,269,500	2.38
日本生命保険相互会社	1,900,075	1.99

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況に関する注記

1．上記の「所有株式数」には、次のとおり信託財産が含まれています。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	証券投資信託	2,509千株	年金信託	685千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	証券投資信託	1,972千株	年金信託	1,304千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	年金信託	746千株		

2．2016年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村アセットマネジメント株式会社及びその共同所有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLCが2016年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況との関係は把握できていません。
所有株式数：4,332千株　所有株式数の割合：4.55%

3．2016年11月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、大和住銀投信投資顧問株式会社が2016年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況との関係は把握できていません。
所有株式数：4,200千株　所有株式数の割合：4.41%

4．2016年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である他2社が2016年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況との関係は把握できていません。
所有株式数：6,347千株　所有株式数の割合：6.67%

5．2016年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者である他3社が2016年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況との関係は把握できていません。
所有株式数：7,905千株　所有株式数の割合：8.31%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、国内の上場子会社1社及びインドの上場子会社1社が存しますが、当該2社の経営上の意思決定は、それぞれの取締役会及び株主総会で決定されています。当社は、株主として、株主総会での決議事項に議決権を行使しています。また、当社は、当該2社の内部統制状況を聴取し、それぞれ評価しています。なお、当該2社は、当社とは別に独自に採用を行っており、また、一部の役員、当社からの出向者を除き、人的交流はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木登夫	他の会社の出身者								△			
内永ゆか子	他の会社の出身者								○			
塚原一男	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木登夫	○	鈴木登夫氏は、2013年6月まで株式会社日立物流の代表執行役　執行役社長兼取締役を務めていました。当社は、同社との間で、2016年度において機器の運送委託の取引がありますが、その取引額は、同社及び当社双方において連結売上高の1％未満でした。	鈴木登夫氏は、長年にわたり会社経営に携わっており、経営者としての豊富な経験や見識を当社の経営に反映させることができ、当社から独立した立場から当社の経営に対する監視機能を果たすことができると判断しています。また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。

内永ゆか子	○	内永ゆか子氏は、2007年3月まで日本アイ・ビー・エム株式会社の取締役専務執行役員を務めていました。当社は、同社との間で、2016年度においてシステム関連の業務委託等の取引がありますが、その取引額は、同社及び当社双方において連結売上高の1%未満でした。また、当社は、同氏が理事長を務める特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワークの会員企業に登録しており、同氏が代表取締役社長を務める株式会社グローバリゼーションリサーチインスチチュートとの間に業務委託取引がありますが、その会費及び取引額は、同社及び当社双方において連結売上高の1%未満でした。	内永ゆか子氏は、長年にわたり会社経営に携わっており、経営者としての豊富な経験や見識を当社の経営に反映させることができ、当社から独立した立場から当社の経営に対する監視機能を果たすことができると判断しています。また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。
塚原一男	○	―――	塚原一男氏は、長年にわたり会社経営に携わっており、経営者としての豊富な経験や見識を当社の経営に反映させることができ、当社から独立した立場から当社の経営に対する監視機能を果たすことができると判断しています。また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

1．役員指名委員会は、役員候補者の選任等の決定手続の客観性を高めるため、取締役、監査役、執行役員の選任及び解任案を決定し、取締役会に提出する機関として設置され、必要に応じて開催しています。その委員は、社外取締役3名を含む5名の取締役により構成されます。

2．役員報酬委員会は、役員報酬の決定手続の客観性を高めるため、取締役会の一任を受け、取締役及び執行役員の報酬等の額を決定する機関として設置され、必要に応じて開催しています。その委員は、社外取締役3名を含む5名の取締役により構成されます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、それぞれ独立した監査を実施していますが、相互に定期的に連絡会議を開催するなどにより緊密な連携を図っており、効率的で実効性のある監査の実施に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武智克典	弁護士													
白田佳子	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武智克典	○	―――	武智克典氏は、企業法務分野において活動する弁護士として、当社グループの経営に対する専門的、多角的、独立的な視点からの監査機能の強化に資することができると考えています。また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。
白田佳子	○	―――	白田佳子氏は、財務会計や経営を専門とする会計学者として、当社グループの経営に対する専門的、多角的、独立的な視点からの監査機能の強化に資することができると考えています。また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役の報酬は、役員報酬委員会において、市場性を参考として決定しています。なお、執行役員部分については、市場性を参考にし、連結営業利益の増減に連動させ、これに中長期課題も含む各自の目標成果の達成度合を反映させるとともに、2017年度より、執行役員を兼務する取締役に対して、中長期的な業績に連動する株式報酬制度を導入します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の総額： 254百万円 (賞与額64百万円を含む)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、役員報酬委員会において、市場性を参考として決定しています。なお、執行役員部分については、「月額基本報酬」、連結業績及び個人の目標達成度に応じた「賞与」、並びに中長期的な業績に連動する「自社株報酬」で構成します。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

監査役直轄組織である監査役室の専属スタッフが、社外監査役に対する職務のサポートを行っています。
取締役会の開催にあたっては、取締役、常勤監査役と同様、社外取締役及び社外監査役に資料の事前配付が行われています。また、社外取締役に対しては、担当役員が事前に付議事項について説明を行い、社外監査役に対しては、常勤監査役が必要に応じて事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社であり、取締役会及び監査役会を置いています。
このほかに、執行役員制度を導入するとともに、役員指名委員会、役員報酬委員会、執行会議及びサステナビリティ委員会を設置しています。

1. 取締役会・取締役
取締役会は、経営方針決定の迅速化及び企業統治の強化の観点から、社外取締役3名を含む9名の取締役で構成され、そのうち社外取締役1名は女性です。取締役会は、原則として月1回開催しており、会社法で定められた事項及び取締役会規程で定められた重要事項の決定を行うとともに、業務執行状況の報告がなされ、業務執行を監督しています。

2. 執行会議
執行会議は、業務執行にかかる重要な事項の審議機関として原則として月2回開催しています。構成メンバーは、取締役会が選任した役員等からなり、監査の一環として監査役1名が出席しています。当会議の審議内容及び結果については、取締役会に報告しています。

3. サステナビリティ委員会
サステナビリティ委員会は、当社グループのサステナビリティ経営の諮問機関として、サステナビリティに係る方針及び活動計画の策定やサステナビリティ活動の評価・推進のために、年数回開催しています。構成メンバーは、取締役会が選任した役員等からなり、監査の一環として監査役1名が出席しています。当委員会の審議内容及び結果については、取締役会に報告しています。

4. 監査役会・監査役
監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、そのうち社外監査役1名は女性です。監査役会は、原則として月1回開催しており、監査方針、監査計画等について審議、決議するほか、各監査役が監査実施結果を報告しています。監査役は、取締役会、執行会議、サステナビリティ委員会その他重要な会議へ出席するほか、代表取締役と定期的に情報・意見の交換を行い、取締役、執行役員及び従業員から業務遂行状況を聴取しています。また、監査役直轄組織として監査役室を設置し、監査役職務の補助のための専属のスタッフを3名置いています。
常勤監査役の間瀬嘉之氏は、税理士の資格を有するとともに、長年当社の経理業務を担当しており、社外監査役の武智克典氏は、企業法務における知見に加え、税理士法第51条に基づく通知税理士として税理士業務に従事しており、社外監査役の白田佳子氏は、会計学者として財務会計や経営に関する研究、教育に携わっており、3氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

5. 内部監査部門
内部統制部は、9名のスタッフを置き、内部統制状況のモニタリングを含む内部監査を実施しています。アジア・オセアニア、中国、米州・欧州においては、各地域における内部監査部門が、それぞれの内部監査を実施しています。

6. 会計監査人
会計監査人には、有限責任監査法人トーマツが選任されています。当社は、当該会計監査人に正確な経営情報を提供し、公正な会計監査が実施される環境を整備しています。当社の会計監査を執行した公認会計士は、北村嘉章、井上浩二の2氏です。監査業務にかかわる補助者は、30名程度です。

7．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員とそれぞれ責任限定契約を締結しており、社外取締役及び社外監査役は、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、執行役員制度を導入することにより、意思決定と執行を分離し、業務執行の迅速化と責任の明確化を図っています。また、独立性の高い社外取締役3名を取締役会に加え、経営者の業務執行に対する監督機能を強化しています。さらに、社外取締役3名をメンバーに含む「役員指名委員会」と「役員報酬委員会」を設置し、役員候補者の選任及び役員報酬の決定に際して、外部の客観的な意見が反映されるようにしています。

また、弁護士及び会計学者である社外監査役2名を含めた4名の監査役が会計監査人及び内部監査部門と連携しながら監査を行っています。

以上のとおり、コーポレートガバナンスが有効に機能する体制となっています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主による議決権行使の利便性を図るため、電磁的方法（インターネット）により議決権を行使できるようにしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」により議決権を行使できるようにしています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社及び証券代行機関のホームページへの招集通知の掲載を実施しています。
その他	当社ホームページに、招集通知及び添付書類を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの展示会・会社説明会（東証IRフェスタなど）へ毎年参加しています。また、不定期で個人投資家向けの説明会を開催しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回（2月、8月を予定）開催しており、社長執行役員及び担当役員が説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、欧米・アジアの機関投資家を対象とした個別訪問や証券会社主催のカンファレンス等への参加といった海外IRを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当業務にIRを含むコーポレートコミュニケーション部を設置し、IR活動を推進しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「DICグループ行動規範」において必要なステークホルダーを対象にした責務を記載しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	従来から、環境保全の取組み状況を含めたＣＳＲ活動全般について、ＣＳＲレポートを作成、公表していましたが、２０１４年度から、取組みの方向性をより明確にし、グローバルな事業活動に相応しいものに位置付けるため、活動の名称を「ＣＳＲ」から「サステナビリティ」に変更し、会社概要とＣＳＲレポートを統合した「DICレポート」を作成、公表しています。
その他	当社は、サステナビリティへの取り組みの具体的なテーマの一つである「人材マネジメント」の中で、女性活躍推進を中心とした多彩な人材が活躍できる環境の整備を進めています。現在、当社では女性の取締役及び監査役をそれぞれ1名選任しているほか、仕事と子育ての両立を支援するための制度の充実や、管理職や様々な職域での女性の登用に努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1　内部統制に関する基本的な考え方
当社は、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）が「The DIC WAY」に則った経営を行うにあたり、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」並びに「資産の保全」の4つの目的を達成するために、会社法及び金融商品取引法に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を以下のとおり整備・運用します。

2　内部統制システム整備の内容
1．当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1）取締役会規程や稟議規程を整備し、当社グループの意思決定に関する権限を明確にします。
2）社外取締役を選任し、当社グループの経営に対する監視機能の強化を図ります。
3）当社グループの取締役及び使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する基準として「DICグループ行動規範」を定め、その周知徹底を図ります。
4）内部監査部門を設置し、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況について定期的なモニタリングを実施します。モニタリングで発見された重要な課題、改善状況は、代表取締役に定期的に報告し、このうち特に重要なものについては取締役会に報告します。
5）当社グループ共通の内部通報制度を制定し、業務上の情報伝達経路とは独立した複数のルートからなるコンプライアンスに関する通報窓口を設け、国内外からの通報に速やかに対応できる仕組を整備します。また、通報者が不利益を被らない体制を整備します。
6）反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、その不当要求等に対しては、弁護士や警察等と連携して組織的に毅然とした対応をとります。

2．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）当社グループにおいて、取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制を確保するため、組織及び権限に関する規程を制定します。
2）業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入します。取締役会は、定款及び取締役会規程に定められた当社グループの重要な業務執行を決定するとともに、執行役員による業務執行状況を監督します。
3）当社グループの経営方針及び経営戦略に基づき、中期経営計画・年度予算を策定、周知することで当社グループの目標を共有します。これらの進捗状況については取締役会に報告します。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1）取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報を記録し、文書管理に関する規程に基づき適切に保存及び管理します。
2）情報管理体制に関する規程を制定し、当社グループにおける秘密漏洩の防止体制を整備します。

4．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）「リスクマネジメントに関する方針」を定め、当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識、評価し、優先順位を決めて適切に対応します。
2）当社グループのリスクマネジメントシステムを構築し、ＰＤＣＡのサイクルを適切に回すことにより、その有効性を確保します。

5．その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
1）子会社ごとに事業遂行及び経営管理の観点から所管部門を定め、また、各子会社に取締役を派遣することによって各社の業務執行を監督します。
2）子会社における重要案件等、当社に報告が必要な事項を明確にします。

6．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、稟議決裁内容を常時閲覧できます。
2）監査役は、代表取締役と定期的に情報、意見の交換を行う他、内部監査部門、会計監査人、子会社監査役とそれぞれ定期的に連絡会議を開催するなどにより、緊密な連携を図ります。
3）当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び「監査役又は監査役会に報告すべき事項」として監査役会が指定した事項を監査役又は監査役会に報告します。
4）当社グループは、監査役に対する報告を行ったことを理由として、報告を行った者に対して不利益な取扱いを行いません。
5）監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属のスタッフを配置します。当該スタッフは、監査役の指揮命令にのみ服すとともに、その評価は監査役が実施し、その人事異動・懲戒処分等については、監査役の事前同意を得ます。
6）監査役の職務の執行に必要な費用については、当社がこれを負担します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「DICグループ行動規範」において、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、その要求には決して屈しないことを基本方針としています。
反社会的勢力による不当要求等に対しては、当社総務人事部を統括部署とし、当社の各事業所及び国内の当社グループ会社に防止責任者を設置し、弁護士や警察等と連携して毅然とした対応をとります。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を配布し、社内への周知徹底を図ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 当社は証券取引所への開示に関する規定を定め、決定または発生した重要な情報を、情報取扱責任者が一元的に把握・管理することにより、適時に開示する社内体制の整備に努めています。
2. 適時開示する重要な情報の基準は、当社が上場する証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従います。
3. 重要な情報については、社内において当該情報の取扱部署から情報取扱責任者にすみやかに報告する体制をとっています。
4. 重要な情報の開示手続きは、次の通りです。
1) 決定事実については、取締役会の決議を経た後、情報取扱責任者より開示します。
2) 発生事実については、社長執行役員の確認を得た後、情報取扱責任者より開示します。
但し、速やかに社長執行役員に連絡が取れない場合で、かつ緊急に開示が求められる場合は、他の代表取締役に報告し、確認を得た後、情報取扱責任者より開示します。
3) 決算に関する情報については、取締役会の承認を得た後、情報取扱責任者より開示します。
5. 当社の情報取扱責任者は、コーポレートコミュニケーション部長です。

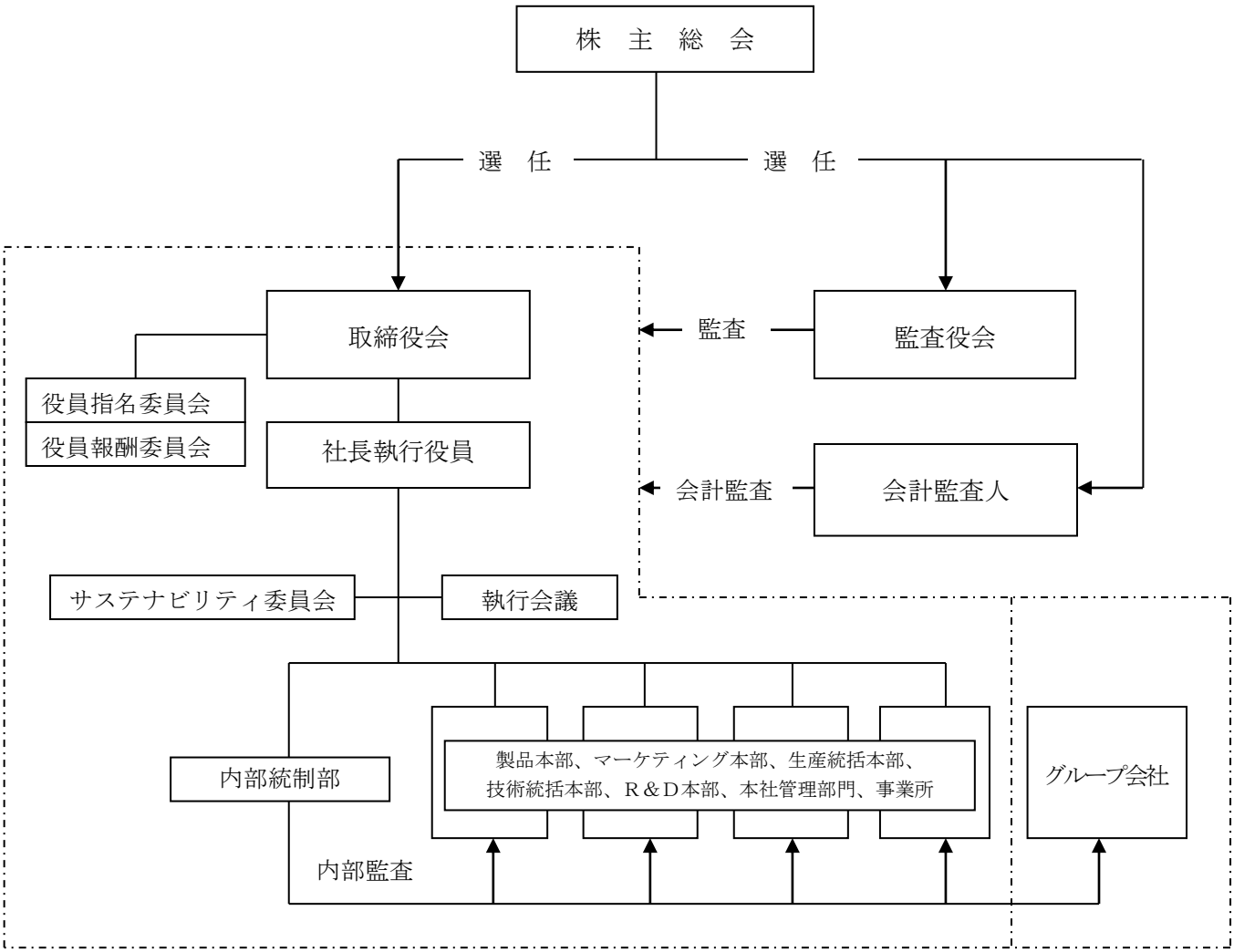
株　主　総　会
選　任
選　任
取締役会
監査
監査役会
役員指名委員会
役員報酬委員会
社長執行役員
会計監査
会計監査人
サステナビリティ委員会
執行会議
内部統制部
製品本部、マーケティング本部、生産統括本部、
技術統括本部、Ｒ＆Ｄ本部、本社管理部門、事業所
グループ会社
内部監査

＜適時開示体制に関する模式図＞

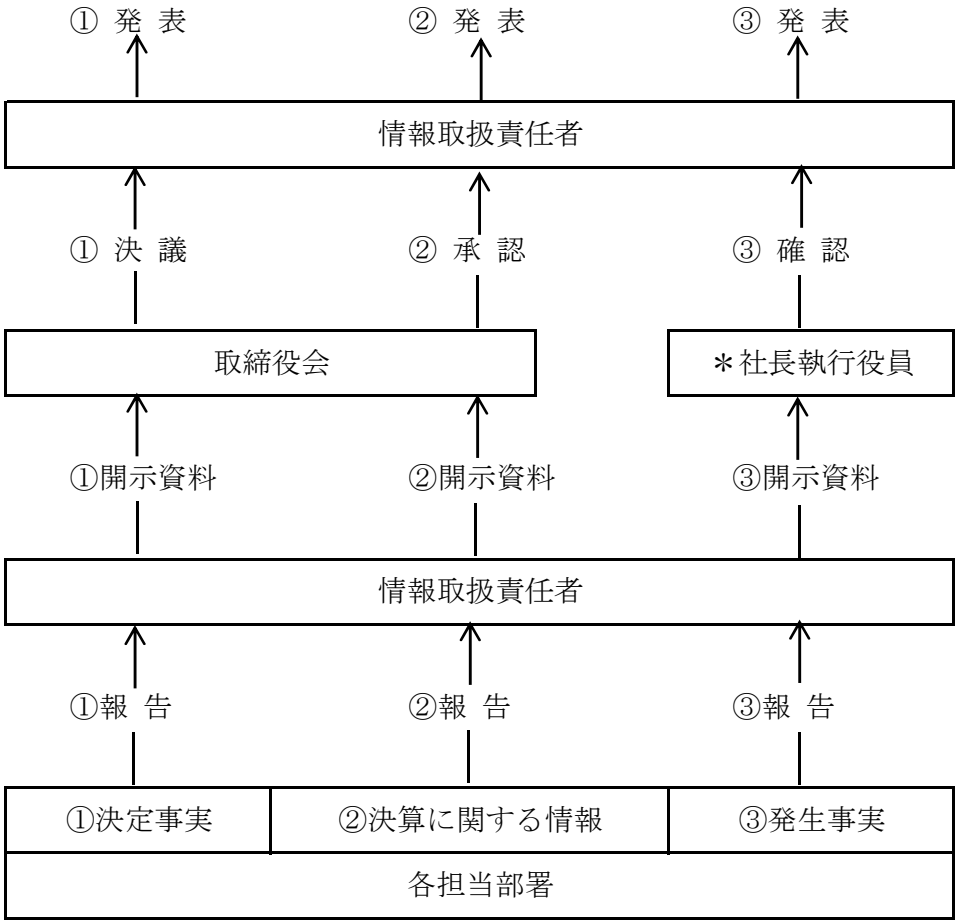

＊ 速やかに社長執行役員に連絡が取れない場合で、かつ緊急に開示が求められる場合は、他の代表取締役とする。